

(仮称) 第1期鶴ヶ島市こども計画

【令和7年度～令和11年度】

骨子案

令和6年10月時点

鶴ヶ島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 こども基本法とは	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
5 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	6
1 人口と世帯の状況	6
2 婚姻・出産等の状況	9
3 就業の状況	12
4 こどもの貧困の状況	14
5 ニーズ調査等の概要と結果	17
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本方針	22
3 基本目標	23
4 計画の体系	24
第4章 施策の展開	25
基本目標 1 こどもを生み育てることができる社会の実現【こどもの誕生前から幼児期まで】	25
基本目標 2 こどもが成長できる社会の実現【学童期・思春期】	27
基本目標 3 若者が自立できる社会の実現【青年期】	28
基本目標 4 こどものすべての成長過程(ライフステージ)にわたる支援の充実	29
基本目標 5 子育て当事者に対する支援の充実	31

第5章 こども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保方策 33

第6章 計画の推進 34

1 計画の推進体制 34

2 計画の進捗管理 34

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進み、本市においても、令和4年の出生数は369人と平成30年より69人減少しており、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本市では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めて参りました。また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきました。しかしながら、本市の令和4年の合計特殊出生率は1.04まで減少しています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「子ども基本法」が施行され、子ども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「子ども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「子ども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援なども含めた子ども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「子ども基本法」に基づいた「鶴ヶ島市子ども計画」を策定しました。

2 こども基本法とは

「こども基本法」とは、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」が閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定することができるとしています。

3 計画の位置づけ

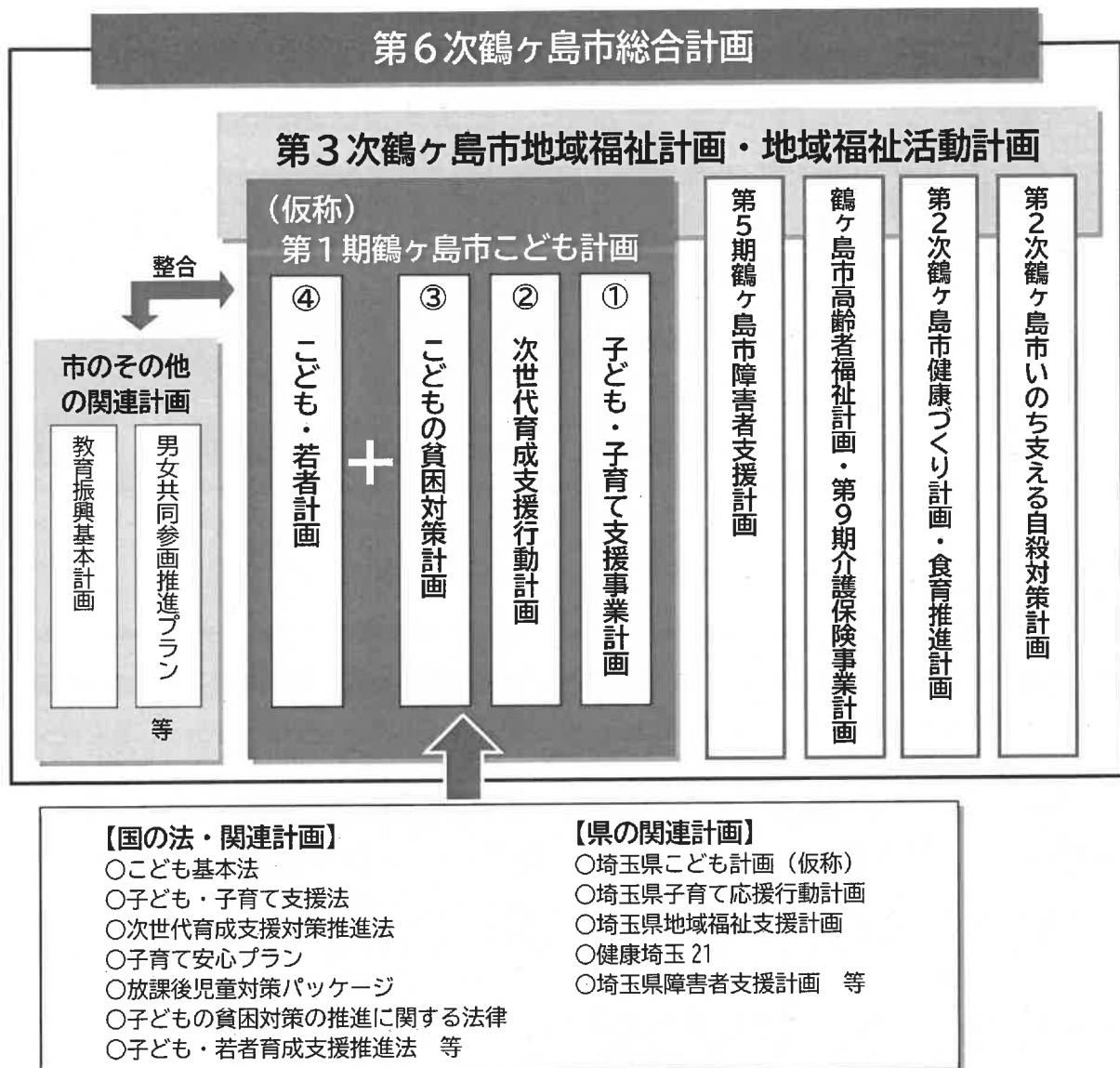
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画として、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定したものです。

さらに、国の「放課後児童対策パッケージ」※を踏まえ、放課後児童クラブ（学童保育室）及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

なお、こどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、本市の最上位計画である第6次鶴ヶ島市総合計画や保健福祉分野の上位計画である第3次鶴ヶ島市地域福祉計画をはじめ、健康つるがしま21、第5期鶴ヶ島市障害者支援計画、第3期鶴ヶ島市教育振興基本計画など他の計画との整合を図ります。

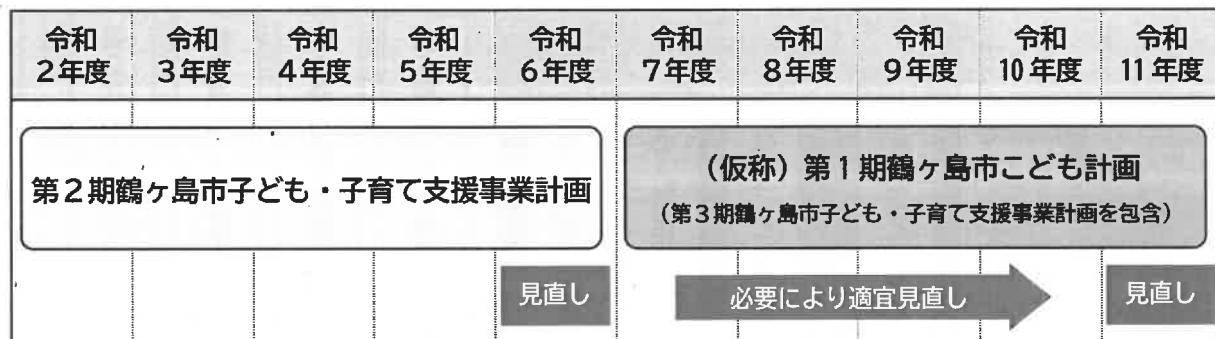
※放課後児童対策パッケージとは、放課後児童の健全育成を目的とした総合的な対策で、特に共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破し、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる場所を提供することを目指しています。本パッケージは令和5年度から令和6年度にかけて集中的に取り組む内容が盛り込まれているため、令和7年度以降については詳細が示されていませんが、本パッケージにおける取組を基に、さらに改善・拡充が図られることが想定されます。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

本計画の対象は、「40歳未満までのこども・若者とその家庭」を中心に、地域住民、事業主、関係機関等を対象としています。



- ・こども 乳幼児、学童期および思春期の者です。
- ・若者 思春期、青年期の者です。
(※施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・学童期 小学生の者です。
- ・思春期 中学生からおおむね18歳までの者です。
※思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・青年期 おおむね18歳から30歳未満の者です。
- ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続いている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40歳未満の者です。

※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

6 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する鶴ヶ島市児童福祉審議会を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ策定しました。

(1) ニーズ調査等の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を令和6年1月に実施しました。

また、子ども施策を策定し実施するうえで、対象となる子どもや子育て当事者の意見を反映することを目的に、ヒアリング調査を令和6年6月から10月（予定）にかけて実施しました。

(2) 鶴ヶ島市児童福祉審議会による審議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成され、本計画の内容等を審議しました。

(3) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

本計画の策定にあたって、庁内組織である「（仮称）鶴ヶ島市こども計画策定委員会」を設置し、具体的な取組内容や手法などについて検討を行いました。

(4) 市民コメント制度の実施

本計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上、市民との協働のまちづくりを目的として、計画案の趣旨、内容をホームページ等で公表し、市民からの意見を募集し、提出された意見を考慮して策定しました。

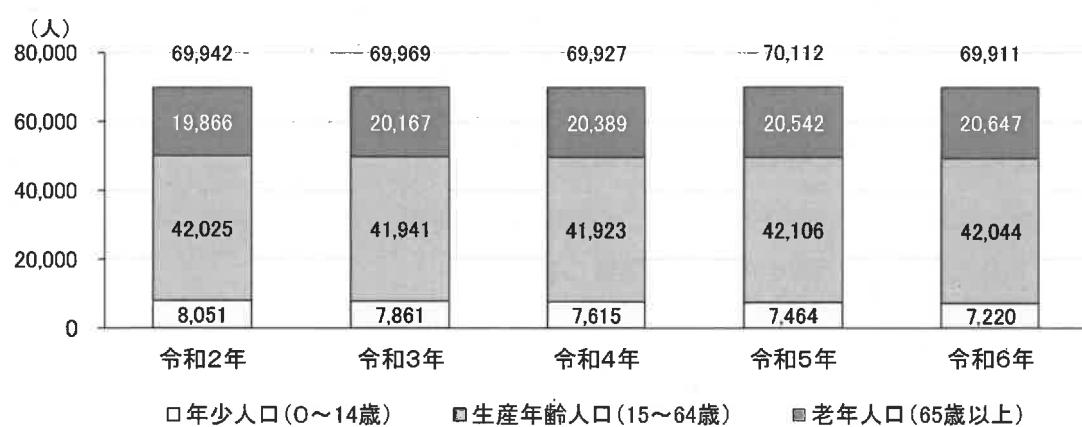
第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口

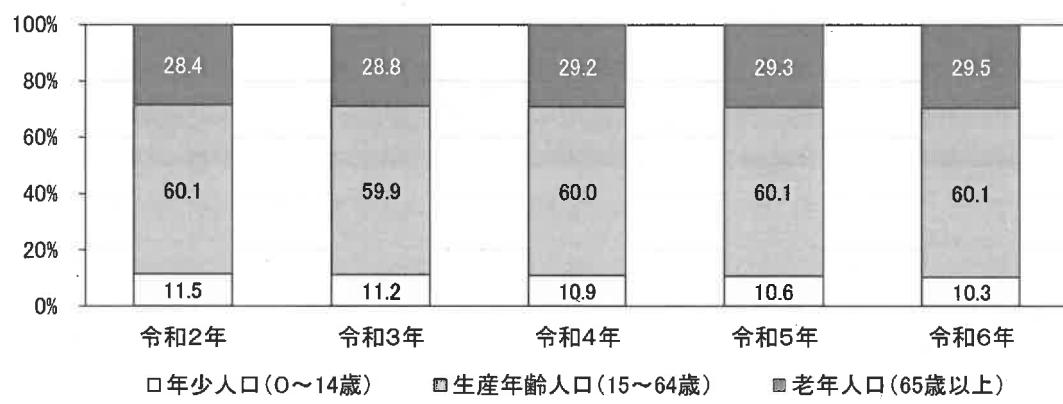
本市の人口は、令和6年4月1日現在、69,911人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると概ね横ばいで推移しています。年齢3区分でみると、15歳未満の年少人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移



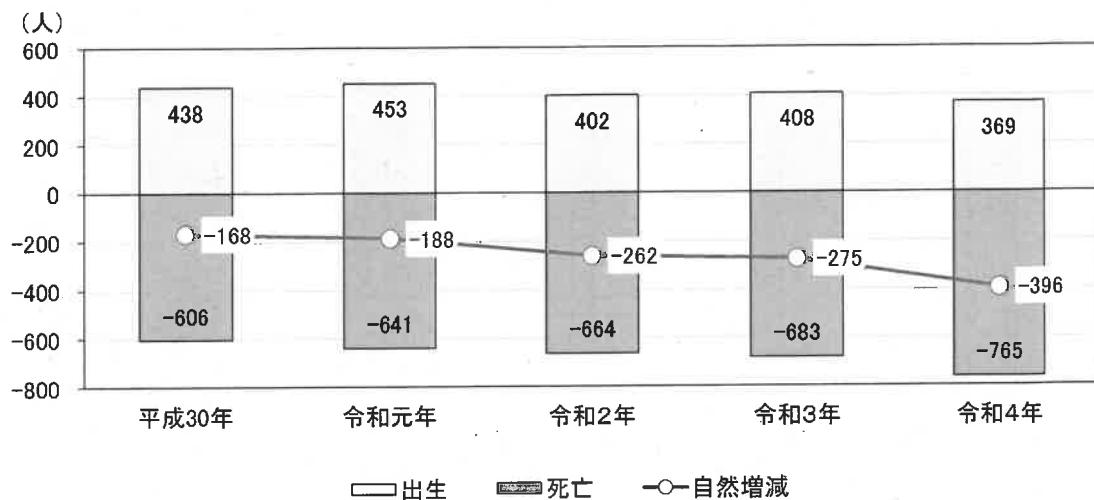
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※端数処理上、合計が100%にならない箇所があります。

(2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数は減少傾向となっており、死亡数は年ごとに増加しています。

■出生数及び死亡数の推移

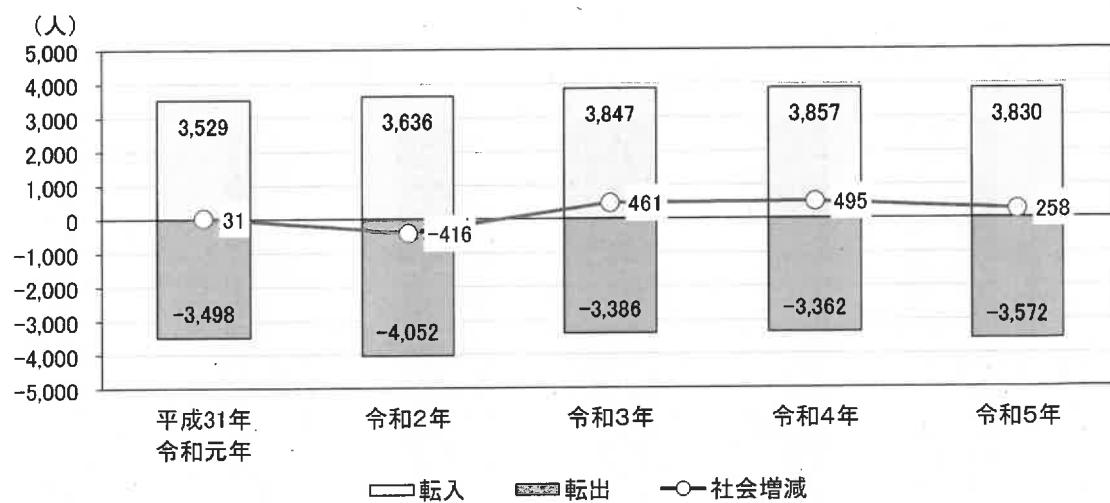


資料：埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年以外は、転入者数が転出者数を上回っており、令和5年は258人の社会増となっています。

■転入者数及び転出者数の推移



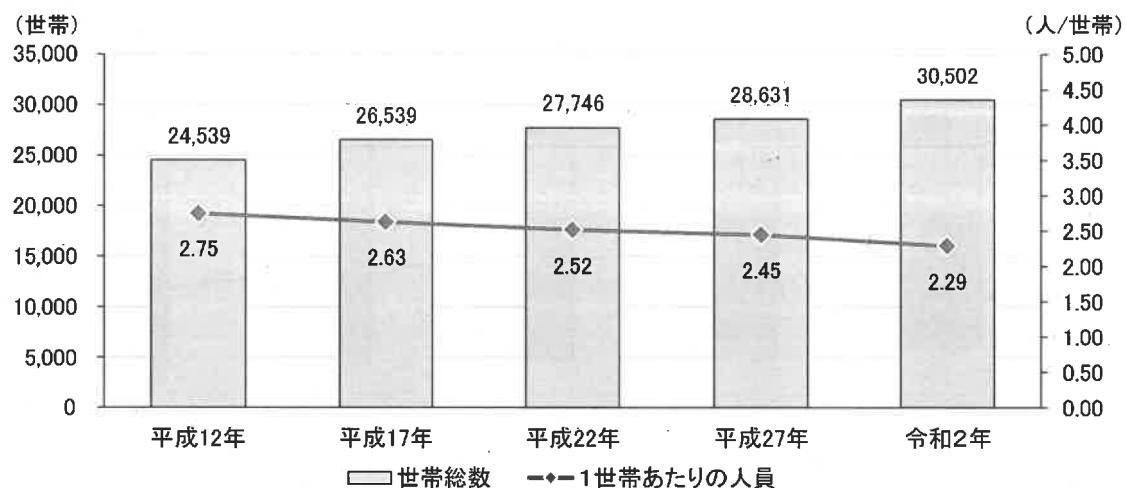
資料：埼玉県推計人口(月報データ)

※端数処理上、合計が100%にならない箇所があります。

(4) 世帯数

本市の世帯数は、令和2年には30,502世帯となっており、年々増加していますが、一方、1世帯あたり人員数は年々減少しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



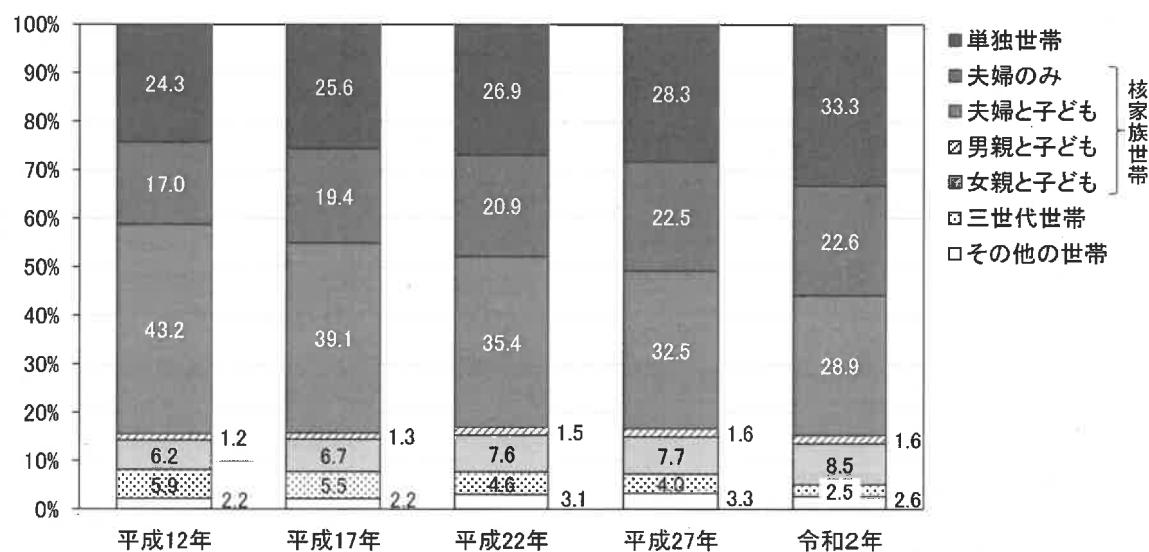
資料:国勢調査

(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯が年々増加しており、平成27年以降はこの2つの世帯類型だけで50%を超えています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



資料:国勢調査

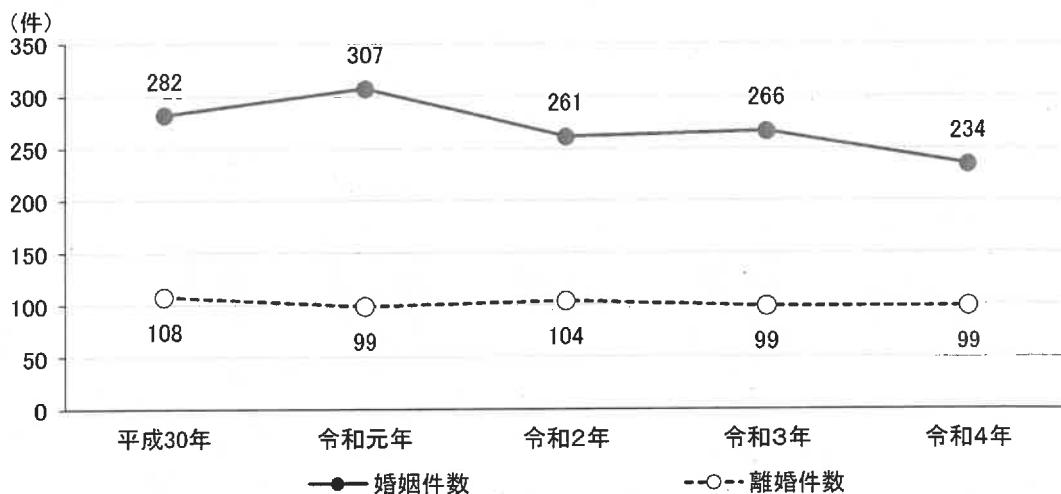
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和4年では234件となっています。

また、離婚件数は100件前後で推移しており、令和4年では99件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

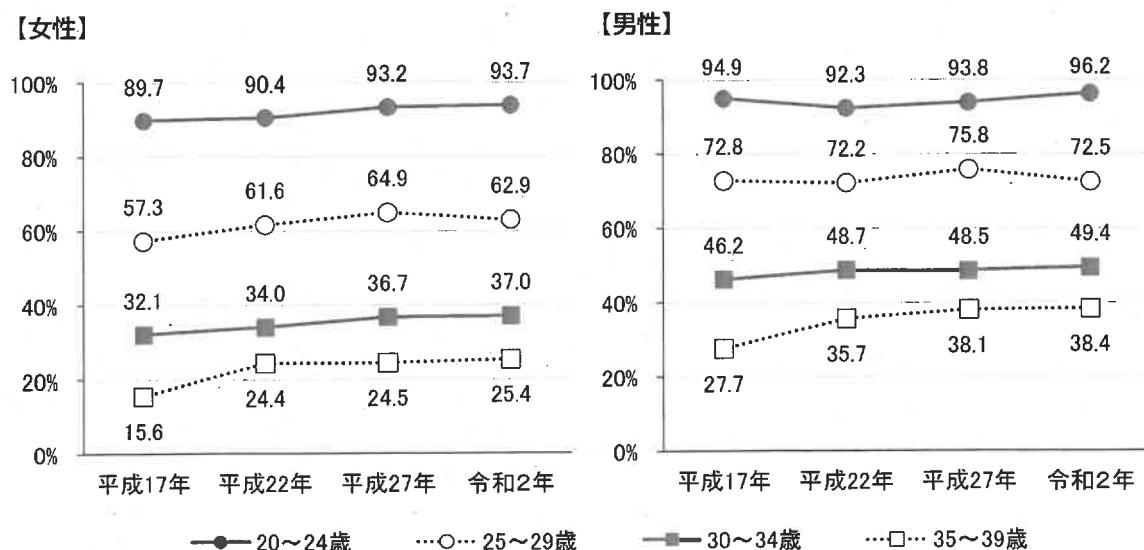


資料：埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男女ともに、15年間で35～39歳の未婚率の上昇が大きく、女性では9.8ポイント、男性では10.7ポイント増加しています。

■未婚率の推移



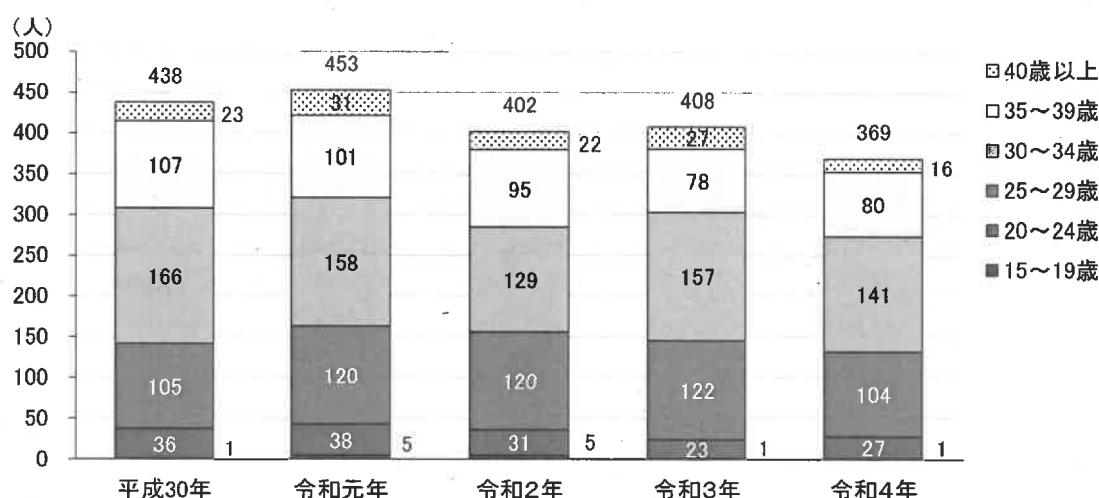
資料：国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

本市の出生数は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和4年では369人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳、30～34歳が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

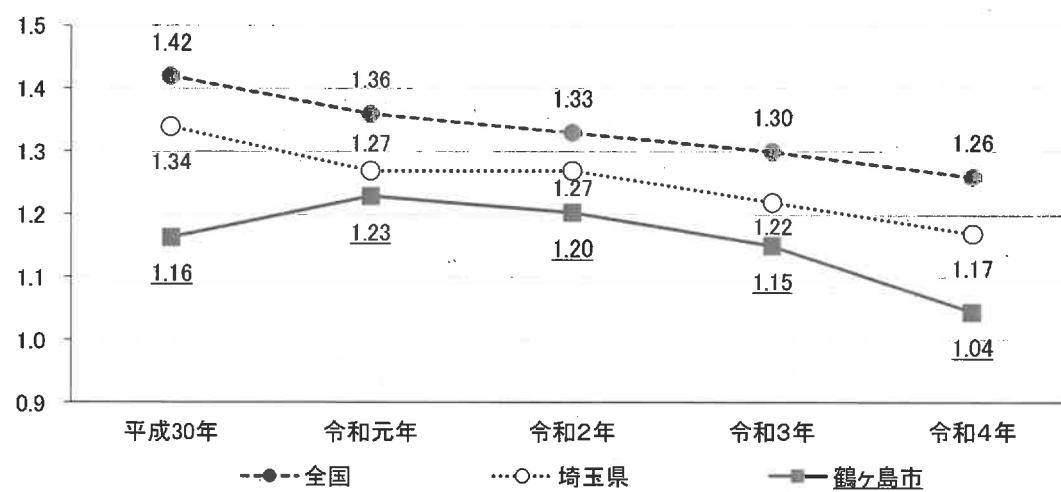


資料：埼玉県保健統計年報(年齢不詳は除く)

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.04となっており、全国及び埼玉県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



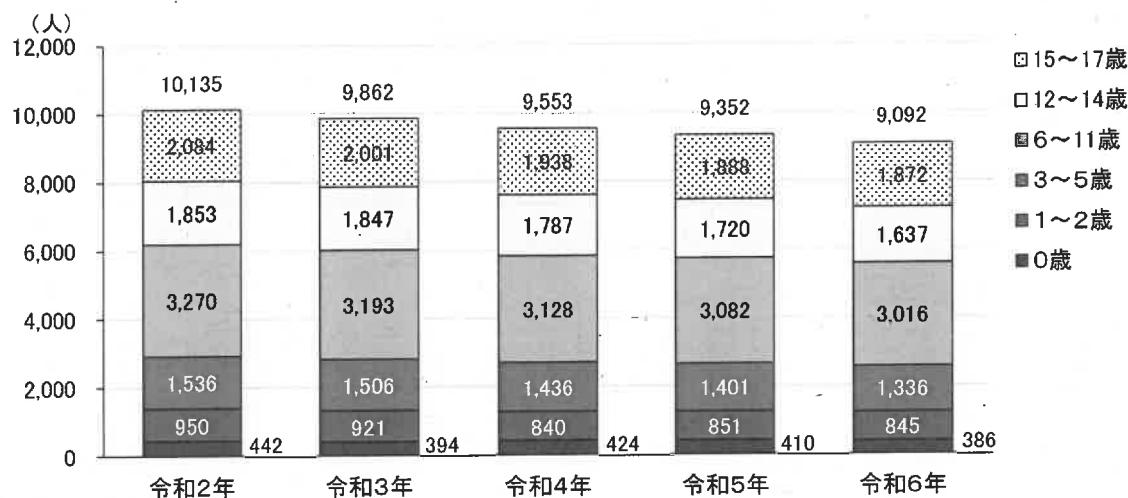
資料：埼玉県保健統計年報

(5) こどもの数

本市の18歳未満の子どもの数は、令和6年4月1日現在で9,092人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は2,567人、6～11歳の小学生は3,016人、12～14歳の中学生は1,637人、15～17歳は1,872人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

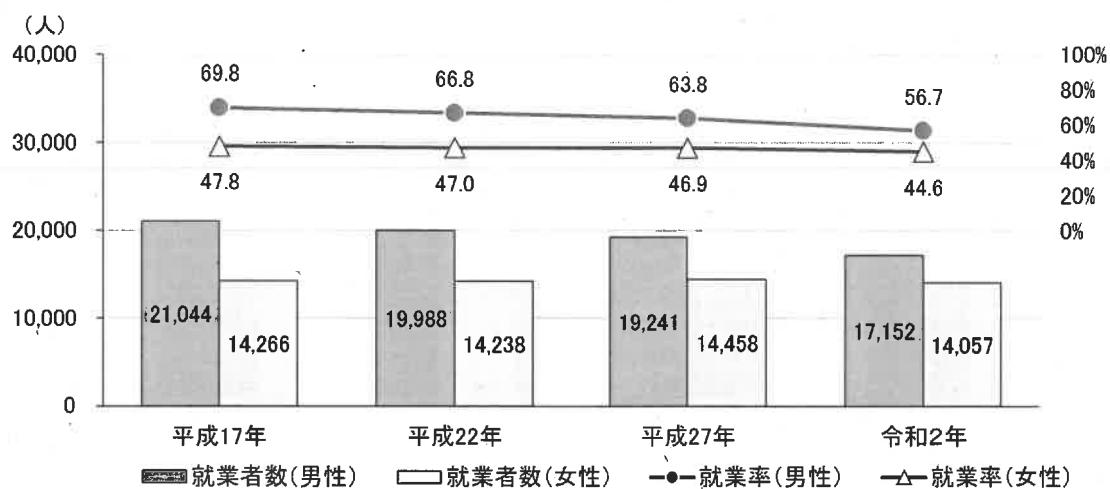
3 就業の状況

(1) 就業者数

本市の就業者数は、男性が平成17年をピークに年々減少していますが、女性は14,000人台で推移しています。

また、就業率は、男性、女性いずれも年々減少しています。

■就業者数の推移



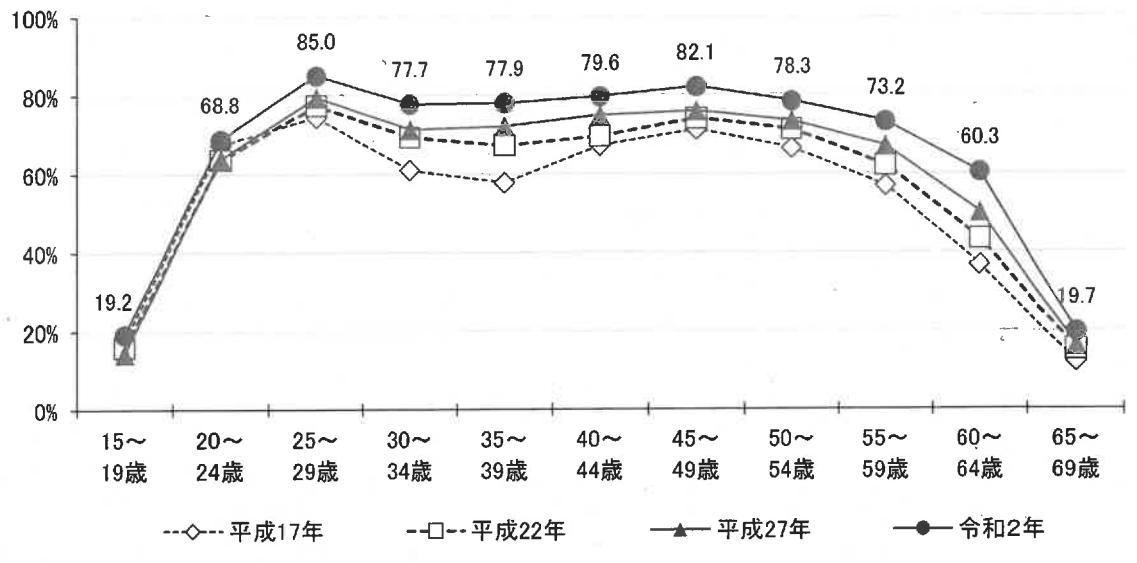
資料:国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25~29歳をピークに減少し、40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しますが、年々M字の谷の部分が減少傾向にあります。

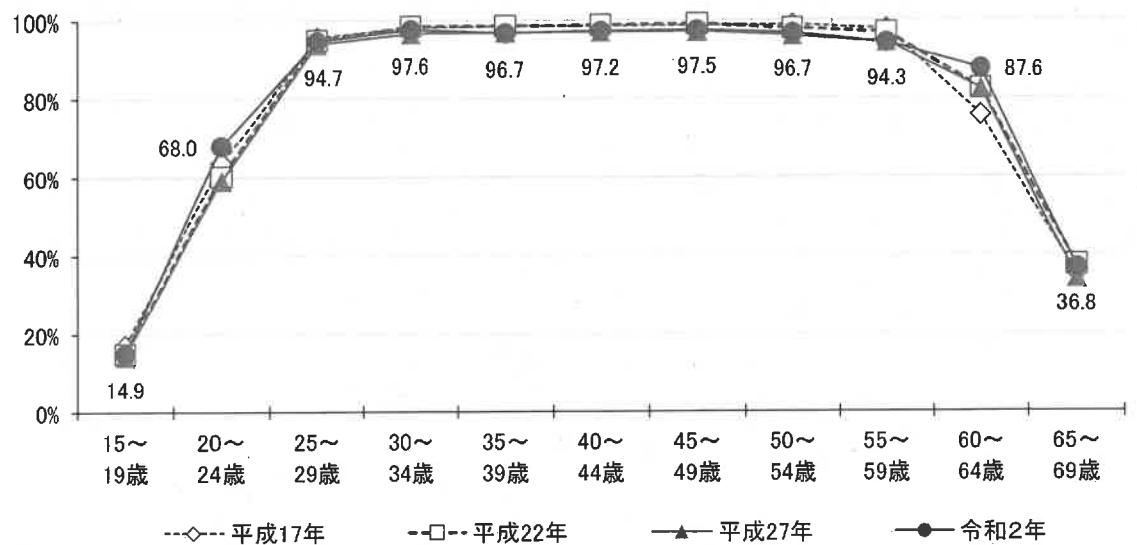
■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

※数値は令和2年の数値です。

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

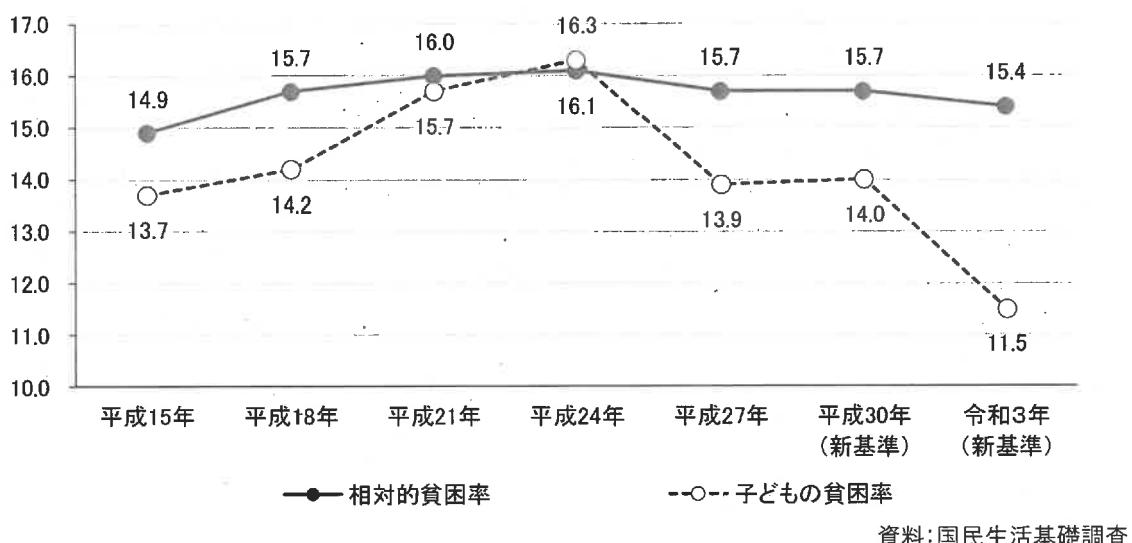
※数値は令和2年の数値です。

4 こどもの貧困の状況

(1) こどもの貧困率

日本のかどもの貧困率は、11.5%と近年減少していますが、いまだ10人に1人のこどもが貧困状態にあるとされています。こうした環境で育つこどもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど危惧されています。

■こどもの貧困率の推移



資料:国民生活基礎調査

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

子どもの貧困率：こども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。

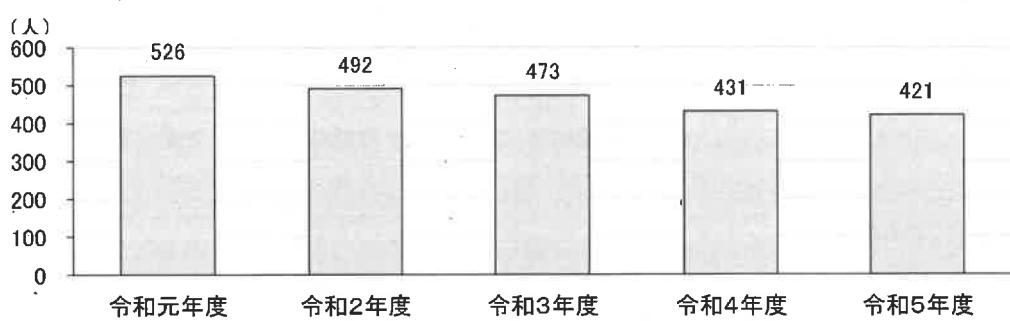
※子どもの場合も、その子が属する世帯の可処分所得をもとに計算。

※「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあり令和5年度では421人となっています。

■児童扶養手当の受給者数（全部支給・一部支給対象者）の推移

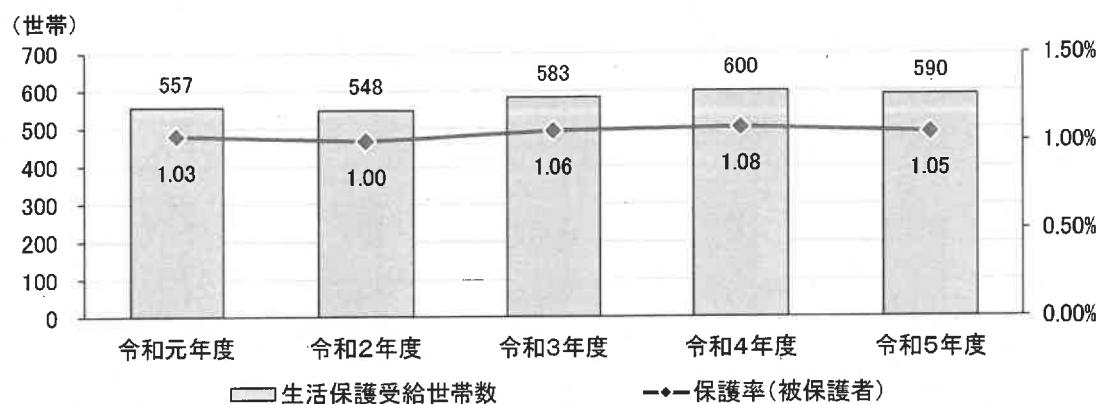


資料:こども支援課

(3) 生活保護受給世帯数及び保護率（被保護者）の推移

本市の生活保護受給世帯数は、増減はあるものの増加傾向にあり、保護率（被保護者）はほぼ横ばいとなっています。

■生活保護受給世帯数及び保護率（被保護者）の推移

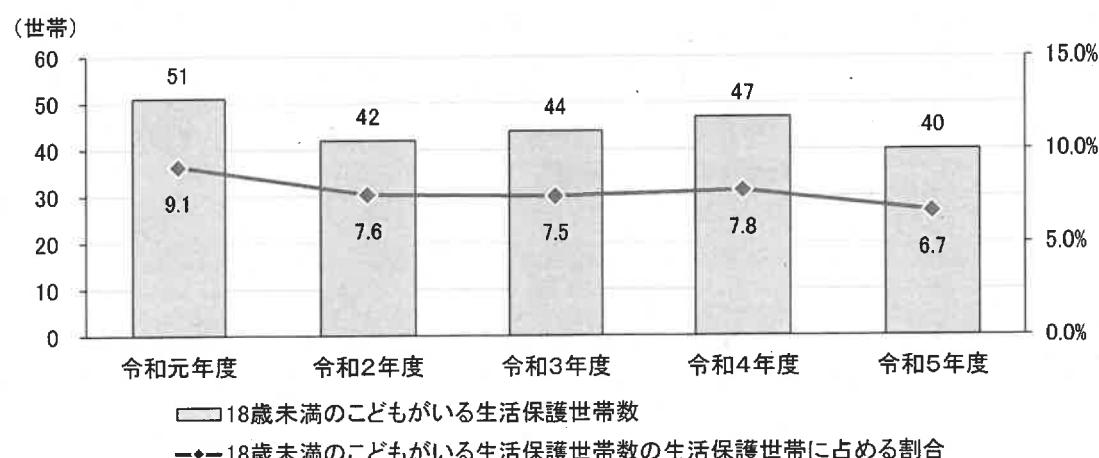


資料：福祉政策課

(4) 18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数及び生活保護世帯に占める割合の推移

本市の18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数は、令和5年度では40世帯となっています。生活保護世帯全体に占める割合は、減少傾向となっており、令和5年度では6.7%となっています。

■18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数の推移



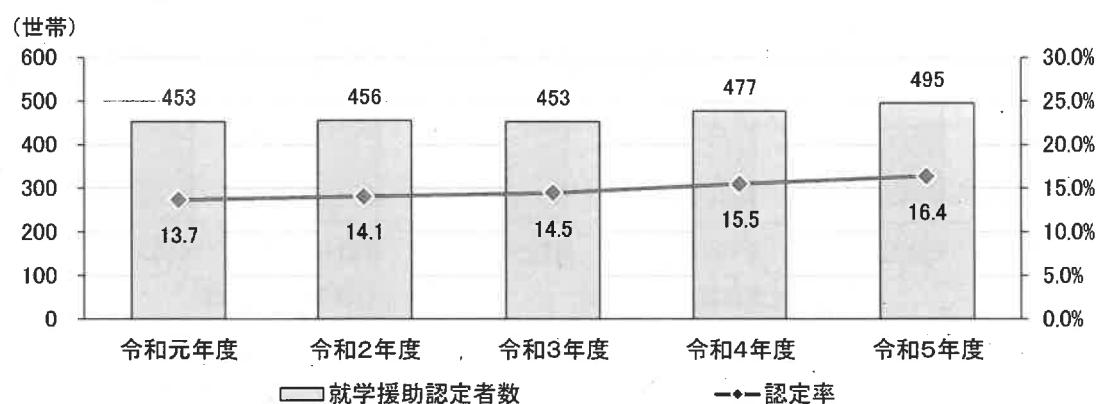
資料：福祉政策課

(5) 就学援助認定者数及び認定率の推移

本市の小学校の就学援助認定者数は、令和5年度には495人となっています。就学援助の認定率をみると、増加傾向にあり、令和5年度では16.4%となっています。

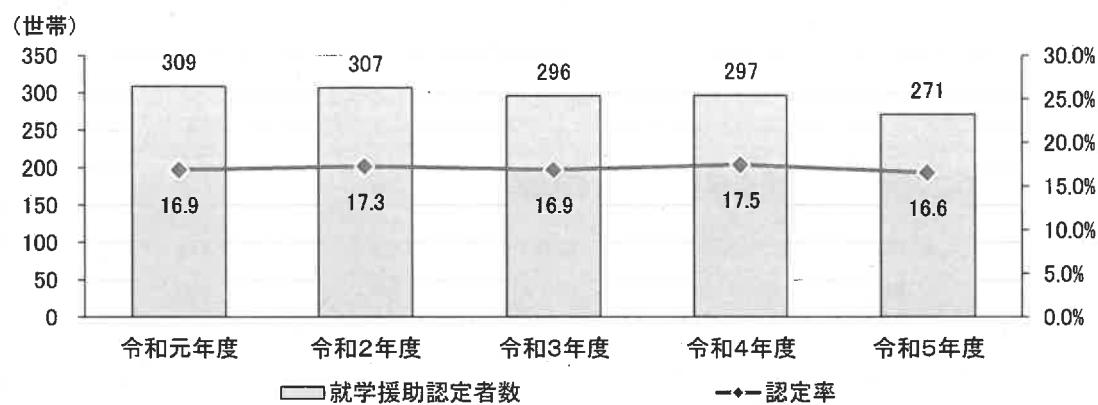
また、中学校の就学援助認定者数では、令和5年度には271人となっています。就学援助の認定率をみると、16%～17%の横ばいとなっています。

■小学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料：学校教育課

■中学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料：学校教育課

5 ニーズ調査等の概要と結果

(1) 調査の概要

①ニーズ調査の概要

ア 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、市民の子育てに関する現状等を把握し、子ども・子育て支援の実態や課題等を整理するための基礎資料とするために実施しました。

イ 調査対象及び調査方法

調査対象：①住民基本台帳から無作為抽出した就学前の児童のいる保護者

②学童保育利用児童のいる世帯の保護者

③私立幼稚園・認定こども園に通園している児童のいる世帯の保護者

標本数：①1,000世帯、②700世帯、③700世帯

抽出方法：①無作為抽出、②・③悉皆調査

調査方法：①郵送による配布・回収（郵送法）

②・③各学童保育室及び各幼稚園・認定こども園を通じて配布・回収

調査期間：①令和6年1月18日（木）～令和6年2月5日（月）

②・③令和6年1月26日（金）～令和6年2月5日（月）

ウ 回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,000件	539件	53.9%
学童保育利用児童の保護者	700件	479件	68.4%
私立幼稚園・認定こども園通園児童の保護者	700件	431件	61.6%

②ヒアリング調査の概要

ア 調査の目的

（仮称）第1期鶴ヶ島市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）（以下「こども計画」という）策定に向けた検討に資するため、子どもの意見を収集・分析することを目的に、公立保育所及び公立小学校の児童にヒアリングを実施しました。

イ 調査対象及び調査方法

調査対象：公立保育所及び公立小学校に通園、通学する児童

標本数：公立保育所2館に通園する児童及び保護者6組

公立小学校1校の児童会に所属する児童12名

調査方法：公立保育所及び公立小学校に出向き対面にてヒアリングを実施

実施期間：令和6年6月及び9月

(2) ニーズ調査結果等のまとめ

①子育て家庭の状況

- 家庭での子育て（教育を含む）を行っているのは、「父母ともに」（57.9%）が最も多く、前回調査時（46.3%）より 11.6 ポイント増加しています。今後もさらなる父親の子育てへの参加促進が必要です。
- こどもをみてもらえる親族・友人がいない割合が 15.0%あり、一時預かり保育等のサービスの周知が必要です。
- 子育てについて気軽に相談できる相手・場所がない割合が 4.8%あり、電話相談等の周知及び利用促進が必要です。

②保護者の就労状況

- 保護者の就労状況は、母親が 69.8%（前回調査時 58.5%）、父親が 82.8%（前回調査時 88.3%）と、母親の就労している割合は前回調査時より 11.3 ポイント増加しています。
- パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望は、31.1%ありますが、実現できる見込みのある方は 4.8%となっています。このようなフルタイムへの転換希望者へ、再就職情報、ファミリーサポート情報、保育所情報など関連情報のサポートが必要です。

③教育・保育事業の利用状況

- 幼稚園や認可保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」の割合が 77.2%（前回調査時 68.8%）、「利用していない」の割合が 21.9%（前回調査時 31.0%）と、利用している割合は前回調査時より 8.4 ポイント増加しています。
- 平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由として「子育てをしている方が現在就労している」の割合が 65.9%と、前回調査時（58.5%）より 7.4 ポイント増加しており、今後、保護者の就労状況や子育ての環境を考慮した上で、教育・保育ニーズの必要量の把握が必要です。

④地域の子育て支援事業の利用状況

- 「地域子育て支援拠点事業」の利用率は 10.9%（前回調査時 11.7%）、「その他の鶴ヶ島市で実施している類似事業」の利用率は 15.0%（前回調査時 13.3%）となっています。
- 今後の預かり保育の利用希望は、利用意向がない人が約半数となっていますが、「幼稚園の預かり保育を利用したい」が 35.6%、「他の保育事業を利用したい」が 1.3%と、一定の利用希望があることから、保護者の利用ニーズを把握し、的確な対応が必要です。

⑤病児・病後児の利用状況

- こどもが病気やケガのために通常の教育・保育事業を利用できず、特別な対応をとる必要が「あった」割合が 83.7%と前回調査時（71.7%）より 12.0 ポイント増加しています。母親のフルタイム、長時間のパートタイム就労が増えている現状からも、突発的な休みを取りやすい環境づくりや周囲の理解などを企業に求めていく必要があります。

■子どもの病気やケガの対応で休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と31.9%（前回調査時34.1%）の方が回答していることから、病児・病後児保育等のサービスの周知が必要です。

⑥放課後や休日の過ごし方の状況

- 今後小学校に入学する児童の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、低学年が44.4%（前回調査時33.3%）、高学年は31.5%（前回調査時22.2%）となっています。母親の就労希望が高く、今後、利用意向も伸びることが予想されることから、施設定員の確保などの検討が必要です。
- 現在、学童保育を利用している児童の利用状況について、現在の利用日数も希望の利用日数もともに「5日」が最も多くなっています。学童保育を何年生まで利用させることを希望しているかでは、「小学6年生」が53.4%（前回調査時66.2%）で最も多くなっています。学年ごとの利用状況を考慮した利用ニーズへの対応が必要です。
- 放課後や休日に過ごしたい場所、あつたらいいと思う場所は、遊び場としての公園や児童館、市民センターのような施設を求める声が挙がっています。

⑦育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度の状況

- 育児休業の取得は、母親が56.4%（前回調査時35.6%）、父親が13.7%（前回調査時3.5%）と、母親、父親ともに前回調査時より10ポイント以上増加しています。
- 育児休業を取得していない理由は、母親が「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」（25.7%）、父親が「仕事が忙しかった」（48.8%）が最も多くなっています。育児休業取得、短時間勤務制度の導入、職場の両立支援制度（ワーク・ライフ・バランス）に向けた企業への働きかけや職場の環境づくりなど、関係機関等と連携した取組が必要です。

⑧子育てのための経済的な負担の状況

- 現在の経済状況（家計状況）については、「ふつう（どちらともいえない）」が44.2%（前回調査時47.0%）、『苦しい』が42.6%（前回調査時40.8%）、『ゆとりがある』が11.9%（前回調査時11.1%）となっています。
- 望まれる生活支援制度は、「高等教育（高校・大学等）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（81.4%）、「義務教育（小・中学校）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（77.6%）、「幼児教育・保育（幼稚園・保育所）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（73.5%）などが上位にあげられており、安心して子どもを産み育てていくための経済的支援の拡充・充実の検討が必要です。

⑨子育て全般

- 受診や相談をした人の相談先では、「保健センター」が65.4%、「医療機関」が47.1%、「子育てセンター」が19.2%、「発育支援センター」が13.3%となっていることから、「保健センター」の対応が重要となっています。

- かかりつけ医がない理由は、「かかりつけ医の必要性を感じない」が 21.9%となっていることから、気軽に何でも相談できるかかりつけ医があれば、体調などに関して何でも相談できるので、必要なら医療面で早めの対策がとれ、専門家を的確に紹介できるなどのメリットを周知する必要があります。
- 地域における子育ての環境や支援への満足度では、高い（「4（満足度がやや高い）」が 23.4%と、「5（満足度が高い）」が 5.9%の合計）が 29.3%（前回調査時 27.4%）となっていることから、市民のニーズを把握した対応が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもにやさしいまちづくり」

～安心して子どもを生み育てることができるまち～

鶴ヶ島市のことども・若者や子育て当事者への支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を上記のとおり掲げます。

本計画は、第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を引き継ぎつつ、こども基本法に基づきこども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱や第6次鶴ヶ島市総合計画の基本構想を踏まえ作成します。

こども大綱では、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」の実現が掲げられており、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

また、こどもの保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子育て支援に関わる環境は社会全体で整備することが求められています。

鶴ヶ島市は、縁が多く残り、平坦な地形で、これまで自然災害の被害が少ない、子育て世代にとって非常に住みやすい環境にあります。こうした条件の中で、すべての子育て家庭を地域全体で応援することによって、こどもが健やかに育ち、喜びと樂しみをもって子育てができるやさしいまちをつくります。

2 基本方針

本計画では、基本理念の実現を目指し、各事業を推進していくうえで、基本方針を設定します。第6次鶴ヶ島市総合計画の子育て支援に係る施策との整合性を図りつつ、地域で安心してこどもを生み育てることができるよう、3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 こども・家庭への支援の充実

子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保など、子育て家庭が安心して相談できる支援体制の充実を図ります。

また、すべての子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

基本方針2 地域連携による子育て支援の充実

身近な地域における交流の場の充実など、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを推進します。

また、放課後児童対策パッケージを踏まえ、学童保育室と放課後子ども教室の充実を図るとともに、次代を担う子どもの健全育成に取り組みます。

基本方針3 幼児教育・保育の充実

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図るとともに、家庭・地域・事業所等の連携と共に理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

3 基本目標

こども基本法等の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、5つの基本目標を掲げ、各事業を推進していきます。

基本目標1 こどもを生み育てることができる社会の実現【子どもの誕生前から幼児期まで】

子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期である、子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実を図ります。

基本目標2 こどもが成長できる社会の実現【学童期・思春期】

子どもにとって、身体も心も大きく成長するとともに、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく学童期・思春期の支援の充実を図ります。

基本目標3 若者が自立できる社会の実現【青年期】

心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる青年期の支援の充実を図ります。

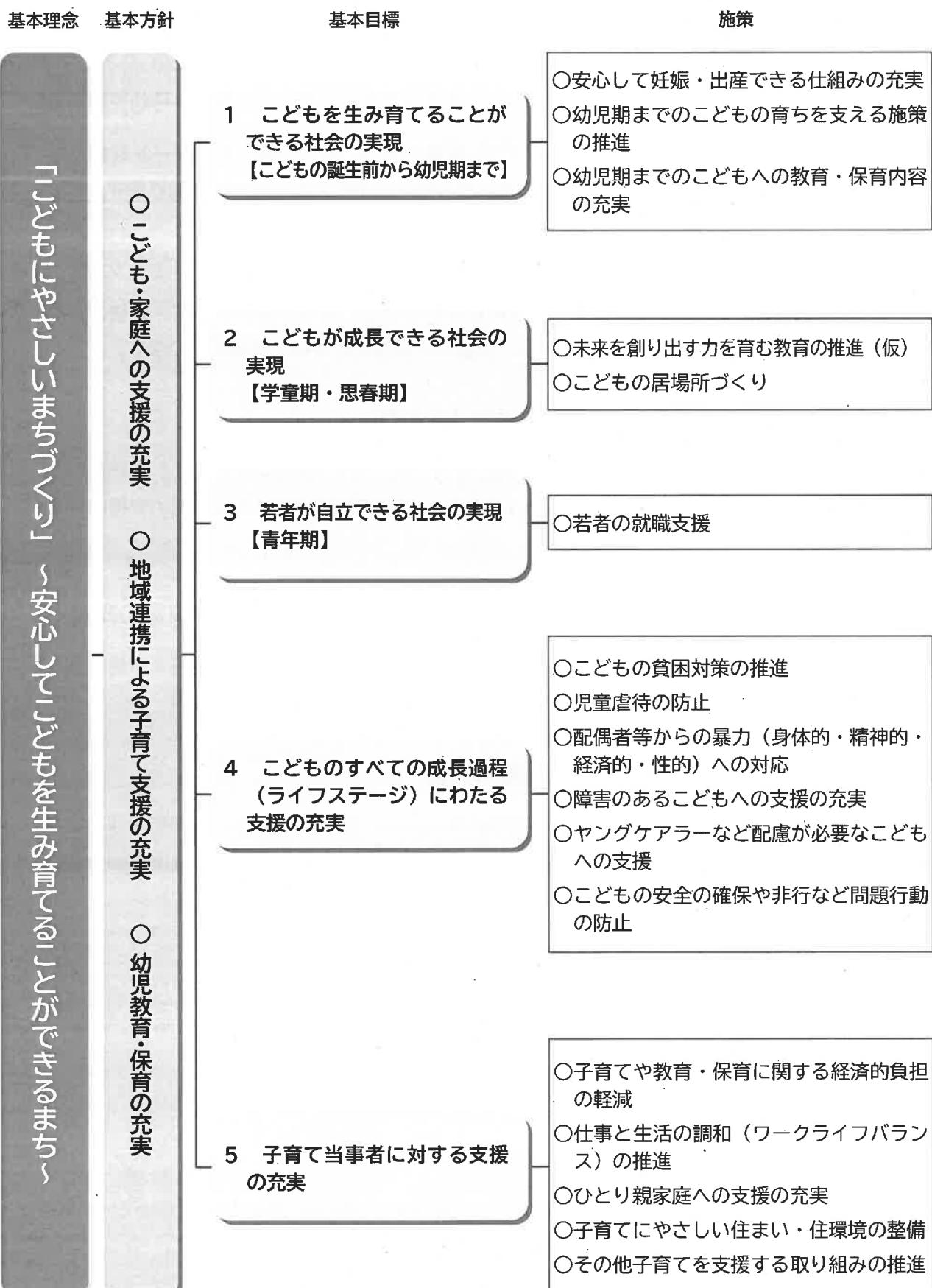
基本目標4 こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の充実

特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべき支援の充実を図ります。

基本目標5 子育て当事者に対する支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるよう支援の充実を図ります。

4 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 こどもを生み育てることができる社会の実現【こどもの誕生前から幼児期まで】

(1) 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進のため、各種相談、教育、健診等の充実を図るとともに、各事業間や関係機関との有機的な連携の強化を図り、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

主な事業

事業名・事業概要	
1	こどもを望む方への支援の推進
2	妊娠や出産への不安や悩みに対するケアの推進
3	出産準備情報の提供
4	妊婦健康診査の実施
5	両親学級への参加促進
6	若年や多胎等の妊婦への支援

(2) 幼児期までのこどもの育ちを支える施策の推進

多様化するニーズに対応する子育て支援の充実と、身近な地域で気軽に交流ができることで、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境を目指します。

主な事業

事業名・事業概要	
1	利用者支援事業の推進
2	子育てガイドブックの発行
3	こども・子育て情報の提供
4	地域子育て支援拠点事業の推進
5	赤ちゃんの駅の充実（県との連携事業）
6	こんにちは赤ちゃん訪問の推進
7	産後ケアの実施
8	乳幼児健康診査の実施
9	子育て交流サロンの実施
10	発育・発達・育児相談の実施
11	予防接種の実施
12	保健・医療・福祉・教育の連携
13	歯科保健指導の実施
14	妊娠期、乳幼児期の栄養相談・指導の実施
15	乳幼児の事故防止対策の啓発
16	小児救急医療体制への支援
17	保護者の健康相談の実施

(3) 幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実

多様な教育・保育ニーズに対応し、安心してこどもを預けることができるよう、保育士の確保をはじめ、教育・保育の環境の整備を図ります。

主な事業

事業名・事業概要	
1	認定こども園の普及促進
2	認可保育園の受け入れ児童の拡大
3	特定教育・保育施設の計画的な整備
4	地域型保育事業の計画的な整備
5	幼稚園における預かり保育の周知
6	時間外保育事業（保育所）の推進
7	一時預かり事業（保育所）の推進
8	休日保育事業の推進
9	保育ステーション事業の推進
10	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者との相互連携支援
11	教育・保育事業従事者の確保と資質向上の取組
12	民間保育園の運営支援の実施

基本目標2 こどもが成長できる社会の実現【学童期・思春期】

(1) 未来を創り出す力を育む教育の推進（仮）

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校がさらなる連携強化を図り、子どもの生きる力を育むとともに、家庭教育や地域における子育て活動を推進します。

主な事業

事業名・事業概要	
1	幼児期の教育・保育施設及び小学校による連携の推進
2	家庭教育の支援
3	地域における子育て活動への支援

(2) 子どもの居場所づくり

子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるよう、学童保育室をはじめ、子どもの居場所の充実を図ります。

主な事業

事業名・事業概要	
1	児童館事業の推進
2	子どもの自由な遊び場づくりの支援
3	学童保育室の運営支援
4	学童保育室の整備
5	放課後の居場所づくりの推進
6	子ども食堂等の運営支援

基本目標3 若者が自立できる社会の実現【青年期】

(1) 若者の就職支援

若者の経済的負担の軽減と市内事業者の雇用に関する取組を支援することで若者の就労をサポートします。

主な事業

事業名・事業概要	

基本目標4 こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の充実

(1) こどもの貧困対策の推進

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困への対策と自立に向けた支援を進めます。

主な事業

事業名・事業概要	
1	児童・生徒就学援助事業の推進
2	生活困窮家庭のこどもに対する学習支援の推進
3	特別支援教育児童・生徒就学奨励事業の推進
4	入学準備金貸付制度の推進

(2) 児童虐待の防止

児童虐待により傷付く児童のないよう、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

主な事業

事業名・事業概要	
1	要保護児童対策地域協議会の運営
2	児童虐待防止に関する意識の啓発

(3) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応

配偶者等からの暴力に対し、早期に適切に対応できるよう、相談体制の強化及び相談者への支援体制の充実を図ります。

主な事業

事業名・事業概要	
1	ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談支援体制の推進

(4) 障害のあるこどもへの支援の充実

発達の遅れや障害のあるこども本人の最善の利益を考慮しながら、関係機関との連携により、健やかな育成のための支援の充実を図ります。

主な事業

事業名・事業概要	
1	発達障害などの障害の早期発見と相談支援体制の充実
2	発育支援センター事業の充実
3	幼児期の教育・保育施設への障害のある子の受け入れ体制の充実
4	学童保育室への障害のある子の受け入れ体制の充実
5	特別支援学校在学児の学童保育室への受け入れに伴う運営支援
6	こどもの発達に不安を抱える保護者への支援の充実

(5) ヤングケアラーなど配慮が必要なこどもへの支援

関係機関が情報共有・連携することで、ヤングケアラーなどの問題を抱えるこどもやその家庭の早期把握と適切な支援に努めます。

主な事業

事業名・事業概要	

(6) こどもの安全の確保や非行など問題行動の防止

防犯対策や交通安全教室等、青少年の健全な育ちを支えるため、家庭、学校、地域、警察、行政等が連携し、地域社会全体でこどもの安全を守る環境づくりを推進します。

主な事業

事業名・事業概要	
1	防犯対策の推進
2	交通安全教室の実施
3	身近な公園の整備
4	青少年健全育成団体の活動支援

基本目標5 子育て当事者に対する支援の充実

(1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対し経済的支援を推進します。

主な事業

事業名・事業概要	
1	児童手当の支給
2	こども医療費の助成

(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、情報提供や相談支援を実施するとともに、働き方の見直しを図ることで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

主な事業

事業名・事業概要	
1	産前産後休業・育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援の実施
2	男女共同参画の意識づくり
3	ワーク・ライフ・バランスの普及
4	父親の育児参加の支援

(3) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。

主な事業

事業名・事業概要	
1	児童扶養手当等の支給
2	ひとり親家庭等医療費の助成
3	ひとり親家庭への各種助成制度の周知
4	ひとり親家庭の就労支援
5	母子寡婦福祉団体の活動支援

(4) 子育てにやさしい住まい・住環境の整備

防犯街路灯などのインフラ整備をはじめ、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化など、子育てしやすい環境づくりを推進します。

主な事業

事業名・事業概要	

(5) その他子育てを支援する取り組みの推進

子育てを取り巻く様々な課題に対し、適切な支援が実施できるよう、支援体制の整備を進めます。

主な事業

事業名・事業概要	
1	こども家庭総合支援拠点の開設
2	家庭児童相談の推進
3	育児支援事業の充実
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進
5	ファミリー・サポート・センター事業の支援
6	病児・病後児保育事業の拡充
7	パパ・ママ応援ショップの周知（県との連携事業）

第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保方策

※別紙参照

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、子ども・若者や子育て当事者といった広範な分野にまたがる施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「鶴ヶ島市児童福祉審議会」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・若者を取り巻く環境向上に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、各年度の計画の達成状況について「鶴ヶ島市児童福祉審議会」において点検及び評価を実施し、点検及び評価の結果については、ホームページにより市民に公開し周知を図ります。